



令和8年2月10日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
河川課	管理調整監 企画環境係	長谷川 高橋	内線 4631、4637 直通 058-272-8585 FAX 058-278-3568

## 一級河川木曽川水系境川等において 特定都市河川の指定に向けた手続きを開始します ～法的枠組みを活用した県内初「流域治水」の本格的実践～

県では、激甚化・頻発化する水災害から県民の生命・財産を守るため、「流域治水」の取組を推進しています。

境川流域では、平成26年8月、令和4年8月に浸水被害が発生しており、このたび、「流域治水」を加速するため、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）に基づく、法的枠組みの適用に向けた手続きを開始しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 流域治水の法的枠組み概要

##### ○流域治水とは

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が実施するハード対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

##### ○法的枠組みとは

- ・法に基づき、個別河川及び流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定することを「法的枠組み」といいます。法的枠組みの適用で流域治水を強力に推進することができます。
- ・これにより、河川整備の加速化、流域の貯留機能向上等、水災害に強い地域づくりを目指します。

#### 2 今後のスケジュール

令和8年2月10日　　関係市町（岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町）等への意見聴取

3月以降　　国土交通大臣協議

6月 1日※ 特定都市河川の指定

法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可の適用

※意見聴取等の状況により、指定日が変更となる場合があります

（添付資料）

別 紙

一級河川木曽川水系境川他3河川の概要

参 考

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践